

第 163 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成 31 年 3 月 14 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 163 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 31 年 3 月 14 日 (木) 午後 2 時 06 分

2. 閉会年月日 平成 31 年 3 月 14 日 (木) 午後 2 時 41 分

3. 開催場所 南部町役場南部分庁舎 議場

4. 出席委員 (16 人)

会 長 1 番 赤 石 敏 文

会長職務代理 10 番 中 村 文 男

委 員 2 番 石 橋 薫 3 番 堀 内 重 男

4 番 砂 庭 周 平 5 番 工 藤 信 仁

6 番 佐々木 一 雄 7 番 三 浦 恵美子

8 番 松 村 範 明 9 番 滝 田 信 彦

11 番 河守田 雄 一 12 番 野 田 清 八

13 番 山 田 憲 幸 14 番 川守田 雄 一

15 番 梅 内 勝 治 16 番 奥 瀬 修 一

5. 欠席委員 (0 人)

6. 会議書記

事務局長 松 橋 悟

班 長 小 田 原 孝 治

総括主査 佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 9 号 使用貸借合意解約書の受理について

日程第 5 報告第 10 号 農地の賃借料情報の提供について

日程第 6 議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 39 号 南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

日程第 8 議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第 9 議案第 41 号 農用地利用配分計画案に関する意見について

日程第 10 議案第 42 号 平成 31 年度農作業標準賃金・標準料金の設定について

事務局長	<p>ただいまから、第 163 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>さっそくですが、議事に入りますので、よろしくをお願いします。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名全員出席で委員定足数に達しておりますので、第 163 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 06 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>2 番 石橋 薫 委員</p> <p>3 番 堀内重男 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 報告第 9 号「貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p> <p>それでは、報告第 9 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、1 件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は議案書に記載のとおりです。</p>
小田原班長	

小田原班長	<p>番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成27年7月1日から平成32年6月30日まででした。今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は平成31年2月4日、土地の引き渡しの時期は平成31年2月5日で合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>次に、日程第5 報告第10号「農地の賃借料情報の提供について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>それでは、報告第10号について説明いたします。</p> <p>平成30年1月から12月までに締結した農地の賃貸借における賃借料水準の動向について、情報を提供するものです。</p> <p>田の部ですが、南部町全域の平均額は10aあたり5,600円で、最高額は10,000円、最低額は2,000円です。</p> <p>畑の部は、南部町全域の平均額が10aあたり7,300円で、最高額は10,000円、最低額は4,400円です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの報告第10号について、発言はありますか。</p> <p>【「なし」の声あり】</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第10号「農地の賃借料情報について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第6 議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第38号について説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は5件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>川守田 雄一 調査員</p>

川守田調査員	<p>14 番 川守田から説明いたします。</p> <p>去る 3 月 5 日、梅内委員と南部町役場南部分庁舎において、議案第 38 号及び議案第 39 号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第 38 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番から番号 5 番までの申請理由は、いずれも譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>議案第 38 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 39 号「南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第 39 号について、ご説明いたします。</p> <p>南部農業振興地域整備計画の変更につきましては 1 件で、区域からの除外申し出がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、お諮りするものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>川守田 調査員</p>
川守田調査員	<p>議案第 39 号について、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に掲げる農業振興地域整備計画の変更基準により</p> <p>①農用地区域外の土地を代用することが困難である</p> <p>②農用地集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす</p>

川守田調査員	<p>おそれがない</p> <p>③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない</p> <p>④農業用施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない</p> <p>⑤土地改良法による事業の工事完了後8年を経過しているの各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>申出者、変更区分、変更する区域の地番、変更面積、地目、農用地利用計画における用途、土地基盤整備事業の実施状況は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の変更理由は、事業計画者である事業主が申請地について史跡の発掘のため、農用地区域から除外するものです。</p> <p>調査の結果、変更内容は変更基準に照らし、除外相当と認められます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農業振興地域整備計画の変更基準及び農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第39号について、補足いたします。</p> <p>番号1番の申請地の位置ですが、南部・小向地区で南部町役場南部分庁舎から西約1.2キロメートルに位置し、北東側には小集落の住宅。西側、南側には農地となっています。</p> <p>事業内容は、事業計画者である事業主が申請地における史跡の発掘です。</p> <p>農地区分については、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第1種農地と判断されます。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として許可することができないのですが、不許可の例外として許可できるもののうちの「特別の立地条件を必要とする事業の用に供する場合の中の調査研究」にあたると認められることから、除外については問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第39号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第39号については、原案のとおり変更相当として、意見を付して南部町長に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第8 議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、8番 松村範明委員と15番 梅内勝治委員の関係している事案が含まれてい</p>

<p>議 長</p> <p>小田原班長</p> <p>議 長</p>	<p>ますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 20 分退席)</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p> <p>議案第 40 号について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 28 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 1 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 7,000 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 7,000 円です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 9 番から番号 24 番までの利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 25 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 26 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 27 番の利用目的は田、期間は 10 年 2 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 6,938 円です。</p> <p>番号 28 番の利用目的は田、期間は 10 年 2 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 6,972 円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案第 40 号は 28 件と件数が多いので暫時の間、時間をとりますので内容をご確認願います。</p> <p>なお、借り受ける者の内訳ですが</p> <p>有限会社 川広商店が 1 件</p> <p>あおり農林業支援センターが 2 件</p> <p>個人が 25 件 となっています。</p> <p>ご確認できましたらその旨をお知らせ願います。</p>
------------------------------------	---

<p>議 長</p>	<p>議案第 40 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり）】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 8 議案第 40 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>ここで、松村範明委員と梅内勝治委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 28 分着席)</p> <p>次に、日程第 9 議案第 41 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>
<p>小田原班長</p>	<p>議案第 41 号について説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 2 件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、存続期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 5 月 31 日までの 10 年 2 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 6,938 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、存続期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 5 月 31 日までの 10 年 2 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 6,972 円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 41 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり）】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 9 議案第 41 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 10 議案第 42 号「平成 31 年度農作業標準賃金・標準料金の設定について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>

<p>小田原班長</p>	<p>議案第 42 号について説明いたします。</p> <p>昨年 10 月に、青森県最低賃金の改正が行われ、1 時間当たり 762 円になりました。</p> <p>本委員会で設定している平成 30 年度の標準額は 750 円で、最低賃金より 12 円下回る額となることから、議案書に記載のとおり、平成 31 年度の農作業標準賃金の額を設定するものです。</p> <p>平成 31 年度の標準賃金は、水田田植え及び脱穀等を 100 円引き上げ 6,100 円に、りんご剪定は 200 円引き上げて 9,200 円に改正するものです。</p> <p>なお、機械作業による標準料金は、平成 30 年度と同額とするものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 42 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 10 議案第 42 号については、原案のとおり決定いたしました</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 163 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 41 分)</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 31 年 3 月 14 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員